



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 条例

- \*2 和歌山県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例 (総務学事課)
- \*3 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営改革室)
- \*4 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- \*5 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*6 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*8 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*9 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*10 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*11 和歌山県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例 (市町村課)
- \*12 和歌山県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例 ( " )
- \*13 和歌山県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)
- \*14 和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*15 和歌山県自然環境保全条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*16 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例 (廃棄物対策課)
- \*17 和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課)
- \*18 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)
- \*19 和歌山県研究開発推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (産業振興課)
- \*20 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市政策課)
- \*21 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例 (港湾空港振興課)
- \*22 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- \*23 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*24 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*25 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例及び和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*26 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- \*27 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*28 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

和歌山県公立大学法人評価委員会の庶務を担当する部を改めました。(第6条関係)

##### 2 施行期日

平成22年4月1日から施行します。

#### ◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

知事の事務部局の職員の定数を改めました。(第2条関係)

3, 844人 → 3, 764人

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる期間を延長しました。（第 1 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の給与について次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

(1) 超過勤務手当の支給割合を改めました。（第 17 条関係）

(2) 管理職手当を支給することとされる職員の給料月額を減じる期間を延長しました。（附則第 14 項関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児短時間勤務職員等の給与について、超過勤務手当の支給割合を改めました。（第 19 条～第 22 条及び第 27 条～第 30 条関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3 号給以上の給料月額を受ける第 1 号任期付研究員の給料月額を減じる期間を延長しました。（第 7 条及び附則第 2 項関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3 号給以上の給料月額を受ける特定任期付職員及び管理職手当を支給することとされる特定業務等従事任期付職員の給料月額を減じる期間を延長しました。（附則第 2 項及び第 3 項関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

超勤代休時間の指定に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備を行いました。（第 8 条の 4、第 10 条及び第 15 条関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、用地交渉手当の支給方法を改めるとともに、規定の整備を行いました。

(第 1 4 条及び第 2 1 条関係)

2 施行期日

平成 2 2 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

自然公園法等の一部改正に伴い、規定の整備等を行いました。

2 施行期日

次に定める日から施行します。

(1) 第 1 条の規定 平成 2 2 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 平成 2 2 年 7 月 1 日

(3) 第 3 条の規定 公布の日

◇和歌山県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県市町村合併推進審議会条例を廃止しました。

2 施行期日

平成 2 2 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定事業者に準ずる事業者に関する規定を廃止しました。(第 1 2 条関係)

2 施行期日

平成 2 3 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

(1) 生物の多様性の確保に寄与することを目的に規定しました。(第 1 条関係)

(2) 公園事業の執行に関する規定を追加しました。(第 3 章関係)

(3) 特別地区における行為規制を追加しました。(第 2 0 条関係)

(4) 公園事業に係る認可を受けた者の義務違反等に対する刑罰を定めました。(第 4 3 条～第 4 5 条関係)

(5) 公園事業に係る届出義務に違反した者に対する過料を定めました。(第 4 7 条関係)

2 施行期日

平成 2 2 年 7 月 1 日から施行します。

◇和歌山県自然環境保全条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

(1) 生物の多様性の確保に寄与することを目的に規定しました。(第 1 条関係)

(2) 特別地区における行為規制を追加しました。(第 1 4 条関係)

(3) 罰則を強化しました。(第 2 5 条～第 2 8 条関係)

2 施行期日

平成 2 2 年 7 月 1 日から施行します。

◇産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

土壤汚染対策法に規定する汚染土壌処理施設等における埋立て等及び産業廃棄物処理業等の許可を受けた者に係

る産業廃棄物の保管を規制の対象から除外しました。(第 2 条及び第 7 条関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

男女共生社会推進センターの名称を改めました。(題名及び第 1 条関係)

和歌山県男女共生社会推進センター → 和歌山県男女共同参画センター

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

企業職員に支給する手当について、時間外勤務手当の名称を改めるとともに、規定の整備を行いました。(第 2 条、第 10 条、第 17 条及び附則関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県研究開発推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県内における優れた研究開発を推進する事業に活用することができるよう基金の目的を改めました。(第 1 条関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

紀三井寺公園の庭球場照明設備を供用開始することに伴い、庭球場の供用時間を改めるとともに、庭球場照明設備の利用料金の上限額を定めました。(別表第 1 及び別表第 3 関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

1 条例概要

南紀白浜空港における国内定期航空運送事業に係る着陸料を暫定的に引き下げました。(付則第 3 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育職員の給与について、次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

(1) 超過勤務手当の支給割合を改めました。(第 17 条関係)

(2) 義務教育等教員特別手当の上限額を改めました。(第 20 条の 2 関係)

(3) 管理職手当を支給することとされる教育職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 10 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立学校職員の給与について、次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

- (1) 超過勤務手当の支給割合を改めました。（第 17 条関係）
- (2) 義務教育等教員特別手当の上限額を改めました。（第 21 条の 2 関係）
- (3) 管理職手当を支給することとされる市町村立学校職員の給料月額を減じる期間を延長しました。（附則第 8 項関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県立学校等の職員の定数を改めました。（第 2 条～第 4 条関係）

県立中学校	59人	→	61人
高等学校	2,300人	→	2,244人
特別支援学校	1,004人	→	1,018人
県立学校以外の教育機関の職員	94人	→	92人
小学校	4,224人	→	4,143人
中学校	2,440人	→	2,402人

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例及び和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要

修学奨励金の延滞金について、その額の計算及び免除に関する規定を定めました。（和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例第 11 条及び和歌山県修学奨励金貸与条例第 12 条関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の給与について、次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

- (1) 超過勤務手当の支給割合を改めました。（第 15 条関係）
- (2) 管理職手当を支給することとされる警察官の給料月額を減じる期間を延長しました。（附則第 8 項関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員に支給する特殊勤務手当について、警護等手当の支給額の区分を改めました。（第 19 条関係）

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 公立高等学校に係る授業料の不徴収に伴う所要の改正を行いました。（別表第 1 第 1 項関係）
- (2) 汚染土壌処理業の許可の申請等に係る手数料の額を定めました。（別表第 3 第 3 項関係）
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律の規定により収容した動物の返還に係る手数料の額を定めました。（別表第

3 第 3 項関係)

- (4) 和歌山県工業技術センターの機器の更新に伴う手数料の額の改定を行いました。(別表第 3 第 6 項関係)
- (5) 国会議員関係政治団体の支出に係る少額領収書等の写しの交付の手数料の額を定めました。(別表第 3 第 1 6 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の ( 1 ) の改正は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行の日から施行します。

---

条 例

---

和歌山県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 2 号**

和歌山県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県公立大学法人評価委員会条例 (平成 17 年和歌山県条例第 89 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務部」を「福祉保健部」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

---

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 3 号**

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例 (平成 9 年和歌山県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「3, 844 人」を「3, 764 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

---

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 4 号**

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例 (平成 13 年和歌山県条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 22 年 3 月 31 日」を「平成 23 年 3 月 31 日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県条例第 5 号

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 5 条各号列記以外の部分中「期間」を「場合」に改め、同条第 1 号中「第 9 条に規定する祝日法」を「第 8 条の 4 第 1 項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法」に改め、「には、その日」を削り、同条第 2 号中「には、その休暇の期間」を削り、同条第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、「には、その定める期間」を削る。

第 17 条第 3 項中「この項」を「この条」に、「勤務することを命ぜられた」を「勤務時間を割り振られた」に改め、「勤務時間を超えて」の次に「割り振られた勤務時間中に」を加え、同条に次の 3 項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）の合計時間数が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 100分の50から100分の75までの範囲内で人事委員会規則で定める割合

5 勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第 1 項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時

間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 前項第2号に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第19条第2項中「宿直勤務」を「宿日直勤務」に改める。

附則第12項及び第13項を次のように改める。

12及び13 削除

附則第14項中「職員の」を「職員のうち第19条の3第1項の規定により管理職手当を支給することとされる者の」に、「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「100分の1（第19条の3第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の2）」を「100分の2」に改める。

附則第16項及び第17項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第6号**

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第19条
第17条第5項 第1号	減じた割合	減じた割合（育児休業条例第19条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）



第20条の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第20条
第17条第5項 第1号	減じた割合	減じた割合（育児休業条例第20条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）

第21条の表第15条第1項の項の次に次のように加える。

第15条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第21条
第15条第5項 第1号	減じた割合	減じた割合（育児休業条例第21条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）

第22条の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第22条
第17条第5項 第1号	減じた割合	減じた割合（育児休業条例第22条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）

第27条の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第27条
第17条第5項 第1号	減じた割合	減じた割合（育児休業条例第27条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）

第28条の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第28条
第17条第5項 第1号	減じた割合	減じた割合（育児休業条例第28条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）

第29条の表第15条第1項の項の次に次のように加える。

第15条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第29条
第15条第5項 第1号	減じた割合	減じた割合（育児休業条例第29条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）

第30条の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第30条
第17条第5項 第1号	減じた割合	減じた割合（育児休業条例第30条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合は、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合）

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第7号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第5条」の次に「、第8条の4」を加える。

附則第2項中「一般職の任期付研究員」の次に「のうち第5条第1項の給料表中3号給以上の給料月額を受ける第1号任期付研究員」を加え、「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「100分の1（第5条第1項の給料表中3号給以上の給料月額を受ける第1号任期付研究員にあつては、100分の2）」を「100分の2」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第8号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特定任期付職員の」を「特定任期付職員のうち第7条第1項の給料表中3号給以上の給料月額を受ける者の」に、「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、「（第7条第1項の給料表中1号給又は2号給の給料月額を受ける特定任期付職員にあっては、100分の1）」を削る。

附則第3項中「特定業務等従事任期付職員の」を「特定業務等従事任期付職員のうち職員の給与条例第19条の3第1項の規定により管理職手当を支給することとされる者の」に、「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「100分の1（職員の給与条例第19条の3第1項の規定により管理職手当を支給することとされる特定業務等従事任期付職員にあっては、100分の2）」を「100分の2」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

---

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

（超勤代休時間）

第8条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第17条第4項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第17条第4項、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第15条第4項及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第17条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第8条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第15条第3項中「（昭和28年和歌山県条例第51号）」、「（昭和28年和歌山県条例第52号）」、「（昭

和29年和歌山県条例第21号) 」及び「 (昭和28年和歌山県条例第53号) 」を削る。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

---

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 1 0 号**

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成12年和歌山県条例第65号) の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「、県土整備部河川・下水道局下水道課」及び「浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 、」を削る。

第21条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の手当の額は、勤務 1 日につき1,000円とする。ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、500円を加算することができる。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

---

和歌山県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 1 1 号**

和歌山県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例 (平成11年和歌山県条例第38号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 の表10の項中「、自然公園法施行令 (昭和32年政令第298号。以下この項において「施行令」という。)、」を「及び」に改め、「及び条例の施行のための規則」を削り、同項(1)中「第10条第 2 項」を「第16条第 4 項において準用する法第10条第 4 項及び第 7 項」に改め、「協議に係る知事に対して行うべき申出の受理及び同条第 3 項の規定による認可に係る」を削り、同項中(II)を削り、(I)を(II)とし、(9)を(II)とし、(8)を(9)とし、(6)及び(7)を削り、同項(5)中「第56条第 3 項 (法第66条第 2 項)」を「第68条第 3 項 (法第79条第 2 項)」に改め、同項(5)を同項(8)とし、同項(4)中「第56条第 1 項 (法第66条第 2 項)」を「第68条第 1 項 (法第79条第 2 項)」に改め、同項(4)を同項(7)とし、同項(3)中「第13条第 6 項」を「第20条第 6 項」に、「第14条第 6 項」を「第21条第 6 項」に、「第24条第 6 項」を「第22条第 6 項」に、「第26条第 1 項」を「第33条第 1 項」に改め、同項(3)を同項(6)とし、同項(2)中「第13条第 3 項、第14条第 3 項及び第24条第 3 項」を「第20条第 3 項、第21条第 3 項及び第22条第 3 項」に改め、同項(2)を同項(5)と

し、同項(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第16条第4項において準用する法第10条第9項、第13条及び第14条第2項の規定による知事に対して行うべき届出の受理
- (3) 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理
- (4) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理

第2条の表18の項(4)中「(3)」を「(5)」に改め、同項(4)を同項(6)とし、同項(3)を同項(5)とし、同項(2)の次に次のように加える。

- (3) 条例第17条第1項から第3項までの規定による知事に対して行うべき届出の受理
- (4) 条例第17条第4項の規定による知事に対して提出すべき届書の受理

第2条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表10の項(9)中「第9条第2項」を「第10条第4項及び第7項」に改め、「協議に係る知事に対して行うべき申出の受理及び同条第3項の規定による認可に係る」を削り、「申請書の受理」の次に「並びに同条第9項の規定による知事に対して行うべき届出の受理」を加え、同項(11)中「第15条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項(11)を同項(13)とし、同項(10)中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同項(10)を同項(12)とし、同項(9)の次に次のように加える。

- (10) 条例第12条第1項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理並びに同条第2項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理
- (11) 条例第13条及び第14条第2項の規定による知事に対して行うべき届出の受理

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち第2条の表10の項、31の項及び32の項の改正規定中「10の項(1)中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同項(2)中「第13条第3項、第14条第3項及び第24条第3項」を「第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項」に改め、同項(3)中「第13条第6項」を「第20条第6項」に、「第14条第6項」を「第21条第6項」に、「第24条第6項」を「第22条第6項」に、「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同項(4)中「第56条第1項(法第66条第2項)」を「第68条第1項(法第79条第2項)」に改め、同項(5)中「第56条第3項(法第66条第2項)」を「第68条第3項(法第79条第2項)」に改め、同表」を削る。

第1条のうち第2条の表39の項を削り、同表38の項を改め、同項を同表39の項とし、同項の前に同表38の項を加える改正規定中「第31条の2第2項第15号ハ及び第16号ニ、第62条の3第4項第15号ハ及び第16号ニ」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ」に改める。

第2条のうち第2条第1項の表に90の項から96の項までを加える改正規定(96の項に係る部分に限る。)中「第1条の2第4項(施行令第1条の7第2項、第1条の15第2項及び第3条の5第2項)」を「第3

条第 4 項（施行令第 7 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 27 条第 2 項）に、「第 2 条の 5 第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 22 年 7 月 1 日から、第 3 条の規定は公布の日から施行する。

---

和歌山県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 1 2 号**

和歌山県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例

和歌山県市町村合併推進審議会条例（平成 17 年和歌山県条例第 92 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

---

和歌山県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 1 3 号**

和歌山県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

和歌山県地球温暖化対策条例（平成 19 年和歌山県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

第 30 条第 2 号中「又は第 5 項」を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

---

和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 1 4 号**

和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例

和歌山県立自然公園条例（昭和 34 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 指定及び公園計画（第 5 条－第 8 条）

第 3 章 公園事業 (第 9 条—第 19 条)

第 4 章 保護及び利用 (第 20 条—第 26 条)

第 5 章 風景地保護協定 (第 27 条—第 32 条)

第 6 章 公園管理団体 (第 33 条—第 38 条)

第 7 章 雑則 (第 39 条—第 41 条)

第 8 章 罰則 (第 42 条—第 47 条)

付則

第 1 条中「保護するとともに」を「保護し」に、「図る」を「図るとともに、生物の多様性の確保に寄与する」に改める。

第 2 条第 2 号中「施設」を「事業」に改める。

「第 2 章 指定、公園計画及び公園事業」を「第 2 章 指定及び公園計画」に改める。

第 7 条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前条第 3 項」を「前条第 2 項」に改め、「及び公園事業」を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 7 章中第 39 条を第 46 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

第 47 条 第 10 条第 9 項、第 13 条又は第 14 条第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (第 10 条第 3 項の認可を受けた者に限る。) は、5 万円以下の過料に処する。

第 38 条第 7 号中「第 32 条第 5 項」を「第 39 条第 5 項」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「第 19 条第 2 項」を「第 26 条第 2 項」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 26 条第 1 項第 1 号」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「第 17 条第 2 項」を「第 24 条第 2 項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「第 17 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「第 15 条第 5 項」を「第 22 条第 5 項」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「第 15 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 第 16 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第 38 条を第 45 条とする。

第 37 条中「第 15 条第 2 項又は第 29 条」を「第 11 条、第 22 条第 2 項又は第 36 条」に改め、同条を第 44 条とする。

第 36 条第 2 号中「第 14 条」を「第 21 条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号中「第 13 条第 3 項」を「第 20 条第 3 項」に改め、同号を同条第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(1) 第 10 条第 6 項の規定に違反して、同条第 4 項各号に掲げる事項を変更した者 (同条第 3 項の認可を受けた者に限る。)



(2) 第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

第36条を第43条とする。

第35条中「第16条第1項」を「第15条第1項又は第23条第1項」に改め、同条を第42条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第34条を第41条とする。

第33条第1項中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条」を「第21条」に、「付せられた」を「付された」に、「第15条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第40条とする。

第32条第2項中「この条において以下」を「以下この条において」に改め、同条第4項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第39条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第31条を第38条とし、第26条から第30条までを7条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第25条中「第23条」を「第30条」に改め、第4章中同条を第32条とする。

第24条中「第20条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第31条とし、第23条を第30条とする。

第22条中「第20条第5項」を「第27条第5項」に改め、同条第2号中「第20条第3項各号」を「第27条第3項各号」に改め、同条を第29条とし、第21条を第28条とする。

第20条第1項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第27条第1号」を「第34条第1号」に、「者は」を「ものは」に、「海面」を「海域」に改め、同条を第27条とする。

第4章を第5章とする。

第19条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第3章中同条を第26条とし、第18条を第25条とする。

第17条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第1項中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第15条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条第2項中「第13条第3項、第15条第2項」を「第20条第3項、第22条第2項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第13条第3項各号」を「立ち入り、第20条第3項各号」に、「第15条第1項各号」を「第22条第1項各号」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第24条とする。

第16条第1項中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条」を「第21条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第2項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第23条とする。

第15条第1項第3号中「工作物等を」を「工作物等に」に改め、同条第7項第2号中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第22条とし、第14条を第21条とする。

第13条第3項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第6号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の次に「又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第13号を同項第16号とし、同項第12号を同項第15号とし、同項第11号を同項第14号とし、同項第10号中「

（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (ii) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第13条第3項第9号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (ii) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第13条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第13条第5項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第3項各号に掲げる行為又は同項第6号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった」に改め、同条第7項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」を「木竹の植栽又は家畜の放牧（第3項第11号又は第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」に改め、同条第8項第2号中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第3章を第4章とする。

第12条中「前3条」を「第10条及び前2条」に改め、第2章中同条を第19条とし、第11条を第18条とし、第10条を第17条とする。

第9条第4項を次のように改める。

- 4 第2項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 第2条第3号に規定する知事が定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類
- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第9条に次の6項を加える。

- 5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

- 6 第2項の同意を得た者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあっては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、県及び市町村以外の者にあっては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微

な変更については、この限りでない。

- 7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第 5 項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第 6 項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第 3 項又は第 6 項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第 9 条を第 10 条とし、同条の次に次の 6 条を加える。

（改善命令）

第 11 条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第 3 項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第 12 条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町村である場合にあっては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び市町村以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

- 2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 60 日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第 10 条第 3 項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第 2 項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（公園事業の休廃止）

第 13 条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第 14 条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第 10 条第 2 項の同意又は同条第 3 項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第 10 条第 2 項の同意又は同条第 3 項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が

失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第10条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- (1) 第10条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 第10条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第11条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第10条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第15条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第16条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8条の次に次の章名及び1条を加える。

### 第3章 公園事業

(公園事業の決定)

第9条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の自然公園条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第10条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 15 号

和歌山県自然環境保全条例の一部を改正する条例

和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区域等の」の次に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第9条第1項中「第51条の規定に基づく」を「第51条第1項の規定に基づき設置する」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同項第2号中「かかる」を「係る生物の多様性の確保その他の」に改め、同条第3項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第10条第1項第1号及び第3号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項中「第11条第1項」を「次条第1項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第4項中「かかる」を「係る」に改め、同条第5項中「きく」を「聴く」に改め、同条第8項中「前6項」を「第2項から前項まで」に改める。

第11条第1項及び第2項第4号中「施設」を「事業」に改め、同条第3項中「かかる」を「係る」に改める。

第14条第1項ただし書中「第7号」を「第10号」に、「若しくは第2項」を「若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」に改め、「以下」を削り、「かかるもの又は」を「係るもの、」に改め、「行うもの」の次に「又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第8号を同項第11号とし、同項第7号を同項第10号とし、同項第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第14条第1項に次の1号を加える。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で

規則で定めるもの

第14条第6項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において、第1項第1号から第6号までに掲げる行為に着手し、又は同項第7号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を「第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなった」に改める。

第15条第3項中「かかる」を「係る」に改める。

第16条第1項中「海面」を「海域」に改め、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項及び第4項中「かかる」を「係る」に改める。

第17条第1項及び第20条第1項中「付せられた」を「付された」に改める。

第25条中「50万円」を「100万円」に改める。

第26条中「一に」を「いずれかに」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条第2号中「付せられた」を「付された」に改める。

第27条中「30万円」を「50万円」に改める。

第28条中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第16号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる埋立て等は除く。

- (1) 製品の製造又は加工のために原材料のたい積を行う行為
- (2) 廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けて設置された一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物処理施設において行われる埋立て等
- (3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第17条の汚染土壌の運搬に関する基準に従って積替えのために汚染土壌のたい積を行う行為

(4) 土壌汚染対策法第22条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設において行われる埋立て等  
第 7 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 廃棄物処理法第14条第 1 項又は第14条の 4 第 1 項の許可を受けた者が、当該許可に係る積替え又は保管の場所において保管する場合

(3) 廃棄物処理法第14条第 6 項又は第14条の 4 第 6 項の許可を受けた者が、当該許可に係る保管の場所において保管する場合

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

---

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 1 7 号

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例（平成18年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例

第 1 条中「和歌山県男女共生社会推進センター」を「和歌山県男女共同参画センター」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

---

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 1 8 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項、第10条（見出しを含む。）及び第17条の見出し中「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改める。

付則第 2 項及び第 3 項を削り、付則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

---

和歌山県研究開発推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 19 号**

和歌山県研究開発推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県研究開発推進基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「県の試験研究機関」を「県内」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 20 号**

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

紀三井寺公園	競技場	午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から8月31日までの間は、午後7時まで	1月5日から12月27日まで。ただし、5月1日から8月31日までの間は、午後7時まで
	球技場		
	庭球場		
	補助競技場		
	登はん競技場		
	野球場	午前9時から午後9時まで	

で。ただし、祝日に関する8号)に規定という。)においてその日)を除く。

を

紀三井寺公園	競技場	午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から8月31日までの間は、午後7時まで	1月5日から12月27日まで。ただし、5月1日から8月31日までの間は、午後7時まで
	球技場		
	補助競技場		
	登はん競技場		
	野球場		
	庭球場		

27日まで。ただし、国民の祝日に関する法律第178号)に規定休日)という。)にその日後においてその

に改める。



でない日)を除く。」

別表第 3 の 1 (3)の表中

野球場照明設備	全点灯	1 時間につき
	半点灯	1 時間につき

20,000円
10,000円

を

野球場照明設備	全点灯	1 時間につき
	半点灯	1 時間につき
庭球場照明設備		1 面 1 時間につき

20,000円
10,000円
800円

に改め、同表備考 2 中「野球場照明設備」の次に「及び庭球場照明設

備」を加える。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 2 1 号**

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

南紀白浜空港条例（昭和43年和歌山県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第15条、第17条第 1 項及び第20条中「一に」を「いずれかに」に改める。

付則第 3 項中「（昭和27年法律第231号）第 2 条第18項」を「第 2 条第20項」に改め、「一の」を削り、同項を付則第 4 項とし、付則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月 31 日までの間における他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料（航空法（昭和27年法律第231号）第 2 条第 20 項の国内定期航空運送事業に係るものに限る。）についての第16条の規定の適用については、同条中「別表第 1 に定める着陸料」とあるのは「別表第 1 に定める着陸料に 3 分の 1 を乗じて得た額」と、「同表に定める額」とあるのは「同表に定める着陸料に 3 分の 1 を乗じて得た額」とする。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

## 和歌山県条例第 2 2 号

## 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 5 条各号列記以外の部分中「期間」を「場合」に改め、同条第 1 号中「第 9 条に規定する祝日法」を「第 8 条の 4 第 1 項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法」に改め、「には、その日」を削り、同条第 2 号中「には、その休暇の期間」を削り、同条第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、「には、その定める期間」を削る。

第17条第 3 項中「この項」を「この条」に、「勤務することを命ぜられた」を「勤務時間を割り振られた」に改め、「勤務時間を超えて」の次に「割り振られた勤務時間中に」を加え、同条に次の 3 項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）の合計時間数が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 100分の50から100分の75までの範囲内で人事委員会規則で定める割合

5 勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第 1 項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 前項第 2 号に規定する人事委員会規則で定める割合から第 3 項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合

6 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「第 1 項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第18条第 2 項中「宿直勤務」を「宿日直勤務」に改める。

第20条の 2 第 1 項中「2 万 2 0 0 円」を「1 万 1, 7 0 0 円」に改める。

附則第10項及び第11項を削る。

附則第12項中「職員の給料月額」を「職員のうち第15条の 2 第 1 項の規定により管理職手当を支給することとされる者の給料月額」に、「平成22年 3 月 31 日」を「平成23年 3 月 31 日」に、「100分の 1（第15条の 2 第 1 項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあつては、100分の 2）」を「100分の 2」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第13項及び第14項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

---

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 2 3 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「期間」を「場合」に改め、同条第 1 号中「第 9 条に規定する祝日法」を「第 8 条の 4 第 1 項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法」に改め、「には、その日」を削り、同条第 2 号中「には、その休暇の期間」を削り、同条第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、「には、その定める期間」を削る。

第15条第 2 項第 4 号中「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改める。

第17条の見出しを「（超過勤務手当）」に改め、同条第 1 項中「勤務時間外」を「勤務時間以外」に、「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改め、同条第 3 項中「この項」を「この条」に、「勤務することを命ぜられた」を「勤務時間を割り振られた」に改め、「勤務時間を超えて」の次に「割り振られた勤務時間中に」を加え、「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に改め、同条に次の 3 項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び勤務時間条例第 5 条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（教育委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）の合計時間数が 1 箇月について 60 時間を超えた学校栄養職員等には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤

務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
  - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 100分の50から100分の75までの範囲内で教育委員会規則で定める割合
- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に学校栄養職員等が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する教育委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
  - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 前項第2号に規定する教育委員会規則で定める割合から第3項に規定する教育委員会規則で定める割合を減じた割合
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第21条の2第1項中「2万200円」を「1万1,700円」に改める。

附則第8項から第10項までを削る。

附則第11項中「職員の給料月額」を「職員のうち第17条の2の規定により管理職手当を支給することとされる者の給料月額」に、「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「100分の1（第17条の2の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあつては、100分の2）」を「100分の2」に、「給料の調整額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）第3条第1項に規定する教職調整額」を「及び給料の調整額」に改め、同項を附則第8項とし、附則第12項を附則第9項とする。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

---

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「59人」を「61人」に改め、同条第2号中「2,300人」を「2,244人」に改め、同条第3号中「1,004人」を「1,018人」に改める。

第3条中「94人」を「92人」に改める。

第4条第1号中「4,224人」を「4,143人」に、「2,440人」を「2,402人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例及び和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 2 5 号

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例及び和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

(和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部改正)

第1条 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

第3条第2項中「4箇年」を「4年」に改める。

第5条及び第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条第2項中「前項」を「第1項」に、「<sup>じゅん</sup>閏年」を「うるう年」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、その計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

第11条に次の1項を加える。

4 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者の生活の状況により延滞金の支払を困難とするやむを得ない事由があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(和歌山県修学奨励金貸与条例の一部改正)

第2条 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の3項を加える。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨

てるものとし、その計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 第1項の規定による延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者の生活の状況により延滞金の支払を困難とするやむを得ない事由があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 26 号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「期間」を「場合」に改め、同条第1号中「第9条に規定する祝日法」を「第8条の4第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法」に改め、「には、その日」を削り、同条第2号中「には、その休暇の期間」を削り、同条第3項中「前各号」を「前2号」に改め、「には、その定める期間」を削る。

第15条第3項中「この項」を「この条」に、「勤務することを命ぜられた」を「勤務時間を割り振られた」に改め、「勤務時間を超えて」の次に「割り振られた勤務時間中に」を加え、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び勤務時間条例第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた警察官には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 100分の50から100分の75までの範囲内で人事委員会規則で定める割合

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時

間に警察官が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 前項第2号に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第17条第2項中「宿直勤務」を「宿日直勤務」に改める。

附則第8項及び第9項を削る。

附則第10項中「警察官の」を「警察官のうち第18条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる者の」に、「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「100分の1（第18条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる警察官にあっては、100分の2）」を「100分の2」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第11項及び第12項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

---

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県条例第27号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「場合」の次に「その他人事委員会がこれに準ずると認める場合」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

---

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県条例第 28 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号アを次のように改める。

ア 定時制（聴講生に限る。）	1 単位につき年額	1,140円
----------------	-----------	--------

別表第 1 第 1 項第 1 号イを削り、同号ウ中「通信制」の次に「（聴講生に限る。）」を加え、同号中ウをイとし、エをウとし、同項備考中「全日制、定時制」を「定時制（聴講生に限る。）」に改める。

別表第 3 第 3 項第 4 号ソを次のように改める。

ソ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。ソにおいて「法」という。）の施行に関する事務

(7) 法第22条第 1 項の規定に基づく許可の申請に対する審査

1 件につき	240,000円
--------	----------

(4) 法第22条第 4 項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査

1 件につき	224,000円
--------	----------

(4) 法第23条第 1 項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査

1 件につき	222,000円
--------	----------

別表第 3 第 3 項第 5 号イ中「引き取り」の次に「、同法第36条第 2 項の規定に基づき収容し」を加え、同表第 6 項第14号オ中「1 時間（1 時間未満は、1 時間）」を「30分（30分未満は、30分）」に、「9,660円」を「5,150円」に改め、同表第16項を次のように改める。

## 16 政治資金関係事務

(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下この項において「法」という。）第19条の16第15項の規定に基づく国会議員関係政治団体の支出に係る少額領収書等の写しの交付

1 枚につき	10円
--------	-----

(2) 法第20条の 2 第 2 項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付

1 枚につき	10円
--------	-----

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項の改正規定は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 第 1 項の規定は、平成22年度の授業料から適用し、同年度前の授業料については、なお従前の例による。